

令和5年米原市議会第1回定例会 請願文書表【公開用】

請願番号	請願第 1 号	受理年月日	令和5年2月7日
件 名	精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書		
請願者	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会		
紹介議員	山口久志議員 細野正行議員		

〔請願の要旨〕

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の重要5大疾病中1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で、増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違って、回復にとっても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施した、先のアンケート調査結果では1か月の平均収入約6万円で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は、精神科以外、一般の3割負担になっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。「からだ」あつての「こころ」です。過日、NHKで放映されたE TV特集「ドキュメント精神科病院×新型コロナ」(2021.7.31)で「精神科病院で身体の病気が起こった時に、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている・・・」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県では、すでに精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、以下の医療費助成制度の改善を要望するものです。

〈請願項目〉

- 1 精神障害者の「こころ」と「からだ」が安心して医療にかかわることができるよう、医療費助成制度の改善をして下さい。
- 2 具体的には、入院医療費、および精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度を適用されるよう滋賀県に「意見書」の提出をして下さい。

付託先委員会	健康福祉教育常任委員会
--------	-------------